平成２２年（フ）第１４０号
山口県下関市幡生町２丁目13番９号
債務者　筒井　隆幸
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
山口県下関市幡生町２丁目13番９号
債務者　酒井惠津子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
山口県下関市垢田町５丁目13番55号
債務者　上田　奈央
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
山口県下関市幡生宮の下町28番14―303号
マンション嵯峨野
債務者　豊田　伸江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
山口県下関市向洋町３丁目９番18号
債務者　後根　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
山口県下関市大字田倉34番地８
債務者　行村　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
山口県下関市垢田町５丁目12番１号　パルメゾンⅡ11号原田方、前住所山口県下関市彦島江の浦町２丁目１番23―303号
債務者　竹内　春香
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
徳島市安宅１丁目７番２―103号
債務者　中原　昭二
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
愛媛県松山市北斎院町767番地１
債務者　松原　敦司
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
愛媛県今治市中寺331番地、旧住所岡山県岡山市南方４丁目８番21―１号
債務者　越智　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８０号
福岡県飯塚市口原124番地　市営石丸団地住宅45号
債務者　古賀　豪孝
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８１号
福岡県飯塚市枝国574番地61
債務者　三好　成美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１９１号
北九州市八幡西区上上津役５丁目４番53号
債務者　野村　真樹
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０９号
福岡県遠賀郡水巻町樋口６番８号
債務者　宮園キヌ子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１０号
福岡県遠賀郡水巻町樋口６番８号
債務者　大石　正道
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２５号
北九州市小倉北区赤坂２丁目１番23―406号
債務者　北出百合子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県田川郡糸田町1419番地７
債務者　荒牧　政幸
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２７号
大分県速見郡日出町大字藤原448番地
債務者　古賀　清文
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係